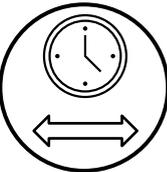


学校開放利用団体 各位

佐倉市教育委員会

**注意事項を必ず守り、学校及び近隣住民に
配慮したご利用をお願いします。**

	<p>● 学校施設であり、学校の利用が優先です。 定期利用を希望していても、学校等の都合（行事等）で使用できない場合があります。また、<u>学校の設備は許可を受けた範囲内</u>でご利用ください。 予めご理解の上、学校開放事業をご利用ください。</p>
	<p>● 利用時間を厳守してください。 <u>許可された時間内</u>での準備・撤収にご協力をお願いします。</p>
	<p>● 学校敷地内及び近隣での飲酒・喫煙（電子タバコを含む）は行わないでください。 近隣への配慮及び青少年の健全育成にご協力をお願いいたします。</p>
	<p>● 路上駐車やアイドリングは行わないでください。 近隣の迷惑及び緊急車両等の通行の妨げにもなります。 特に試合等で多くのかたの来校が見込まれる場合、乗合等の工夫をお願いします。</p>
	<p>● 音についてのご配慮をお願いします。 指導の音量やホイッスルの使用は近隣に配慮して行ってください。</p>
	<p>● 学校や社会教育課から<u>ご連絡</u>を差し上げる場合があります。 ご不在だった場合、折り返しご連絡をいただく等のご協力をお願いいたします。 また、マチコミメールや書類でのご連絡内容の確認をお願いします。</p>

● 注意事項については、交流会や大会などで来校する **他団体を含め、利用者全員に周知**してください。

● 施設利用状況について近隣のかたなどからご意見が寄せられています。
遵守いただけない場合、利用の許可が取り消しとなる場合があります。

※学校施設の開放は、学校や地域のみなさまのご理解のもと実施しておりますので、利用される方全員の適正なご利用をお願いします。

ホームページも併せてご確認ください→



*裏面もご確認ください。

★利用許可内容について

- 校庭・体育館どちらについても、**許可された開放時間内での利用**を厳守してください。（特に早朝や夜間の敷地内への立ち入りはやめてください。）
- 許可された内容で活動してください。適正なご利用をお願いします。

★飲酒・喫煙について

- 学校敷地内での飲酒・喫煙は禁止です（電子タバコも不可）**。
- 校内で飲酒・喫煙されているとの苦情が来ております。
- 学校敷地周囲（校門付近など）での飲酒・喫煙もご遠慮ください。

★駐車場利用について

- 路上駐車は厳に慎んでください。
- 駐車場所は限られていますので、駐車台数を減らすよう心掛けてください。
- 駐車場は静かに利用し、施設利用後は、速やかにお帰りください。
- アイドリングストップをお願いします。
- ※千葉県環境保全条例第56条の6で義務付けられています。

★音の配慮について

- 子どもへの指導時における声の大きさ、ホイッスルなどは、近隣に配慮して行なってください。
- 駐車場や路上において、長時間にわたるお話はご遠慮ください。
- 住宅地に近接している学校においては、土・日・祝日の午前中・夜間などを利用される際は、特に配慮をお願いします。

★その他

- 利用の際には、**必ず監督者としての成人が参加**してください。
- グラウンドへの自動車・バイク・自転車の乗り入れは禁止です。
- 敷地内へ、犬・猫等のペットを連れてこないでください。
- 許可された場所以外の立ち入りは禁止です。
- 施設利用後は必ず清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- 施設や設備の破損には十分にご注意いただきますとともに、施設や設備を破損してしまった場合、その程度を問わず**速やかに学校に報告するとともに、責任をもって弁償、修理してください**。
- 学校開放用に新規設備の購入はできません。予めご理解の上ご利用ください。
- トイレ・水栓などを利用する際は、照明の消し忘れ、蛇口の閉め忘れがないようにしてください。
- 極力節電に努めることとし、利用していない施設や場所においては、電灯等をOFFにしてください。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、必ず事前に学校に連絡し、実施方法等について学校と協議してください。
- また、トイレトペーパーの持ち寄りにご協力ください。
- 団体の活動内容や利用状況について、疑義が生じた場合には、実地調査や聞き取り調査をさせていただくこともあります。適正なご利用をお願いします。